

若者の契約トラブルに注意

18歳で成年!

未成年は法で保護されているため、原則、契約の取り消しができますが、
18歳になると未成年者契約取消しはできません!

成人として一人で契約を
結ぶことができます。
親権者の同意は不要です。

契約を結ぶときは、
事前に契約内容を
確認しましょう!

新成人の「経験が浅い
のに高額な契約ができるが
解約は難しい」状況を
悪質事業者は狙っています。

契約や買い物をするときは、
本当に支払いができるのか、
しっかりと考えましょう。

成年だからって
諦めないで!

成年になってもできる契約取消し等があります!

- クーリング・オフの主張や中途解約
- 消費者契約法による契約取消し
- トラブルに遭ったら消費生活センターへ相談
などの解決策があります。



埼玉県マスコット
「さいたまっち&コパトン」

困ったときは…
消費者ホットライン

 **188**

最寄りの相談窓口につな갑니다。